

カルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会の設置について

平成30年7月11日
遺伝子組換え生物等専門委員会決定

次のとおり決定する。

1. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）におけるゲノム編集技術等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。
2. 検討会は、ゲノム編集技術のうち、カルタヘナ法で規定される遺伝子組換え生物等を作成する技術に該当する技術等について整理する。
3. 検討会委員は遺伝子組換え生物等専門委員会（以下「専門委員会」という）委員長が指名する。
4. 検討会に座長を置き、専門委員会委員長が指名する。

カルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会の運営方針について

平成 30 年 7 月 11 日
遺伝子組換え生物等専門委員会決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した検討会委員（以下「委員」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配付

- ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員の了承を得るものとする。
- ③ 会議録は、検討会に属する委員に配付するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

- ① 会議の会議録は、発言者を特定しない形で公開するものとする。
- ② 検討会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③ 会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

カルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会 委員リスト (五十音順)

(平成 30 年 7 月 11 日現在)

氏名	役職	専門分野	備考
穴澤 秀治	一般財団法人バイオインダストリー協会先端技術・開発部長	応用微生物学	産業構造審議会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ委員
伊藤 元己	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	保全生態学	生物多様性影響評価検討会総合検討会委員
岩下 和裕	独立行政法人酒類総合研究所成分解析研究部門長	醸造微生物	
内田 恵理子	国立医薬品食品衛生研究所遺伝子医薬部第 1 室長	免疫学、血液学、遺伝子治療	厚生科学審議会再生医療等評価部会遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会委員
大澤 良 (座長)	国立大学法人筑波大学生命環境系教授	植物育種学	生物多様性影響評価検討会総合検討会委員
鎌形 洋一	国立研究開発法人産業技術総合研究所生命工学領域研究戦略部長	応用微生物学	産業構造審議会バイオ小委員会委員、バイオ利用評価ワーキンググループ座長
神田 忠仁	国立研究開発法人日本医療研究開発機構戦略推進部プログラムスーパーバイザー	ウイルス学、分子生物学	薬事・食品衛生審議会薬事分科会再生医療等製品・生物由来技術部会部会長代理、動物用組換え DNA 技術応用医薬品調査会座長
佐藤 忍	国立大学法人筑波大学本部副学長	植物生理学	生物多様性影響評価検討会総合検討会座長
田中 伸和	国立大学法人広島大学自然科学研究支援開発センター遺伝子実験部門教授	生物学、基礎生物学、植物分子・生理科学	全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会代表幹事
中村 崇裕	国立大学法人九州大学農学研究院生命機能科学部門准教授	植物分子生物学・ゲノム科学 (ゲノム編集技術全般)	
真下 知士	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科附属共同研ゲノム編集センター長、准教授	実験動物学 (ゲノム編集技術全般)	一般社団法人日本ゲノム編集学会副会長
八神 健一	国立大学法人筑波大学医学医療系・生命科学動物資源センター特命教授	実験動物学	拡散防止措置確認会議動物検討会委員
山本 卓	国立大学法人広島大学大学院理学研究科数理分子生命理学専攻分子遺伝学研究室教授	総合生物学、ゲノム科学・生物学 (ゲノム編集技術全般)	一般社団法人日本ゲノム編集学会会長